

=====

2020-06-25 17:45 に apj さんは書きました:

株式会社ウルフアンドカンパニー
代表取締役社長 大竹 誠一 様

先週金曜日にメールで、今週月曜日に郵送で、貴殿からのメールおよび送信された資料についてのコメントを返送しました。明日の6月26日（金）で5営業日になります。

全面的に貴殿の希望には添えない内容となりましたことをご確認いただけたことと思います。

さて、貴殿は、「貴殿の次亜塩素酸水のYahooニュースの件苦情抗議 と貴殿裁判の提起準備の件4」という件名のメールを何通か送信し、その中で、「貴殿が当社が添付資料やエビデンスを見て発言を撤回し、様々なメーカーがあり、ウルフアンドカンパニーが販売する製品は安全だと認めれば訴訟の提起を取り下げのことも考えます。」と書きました。

私の回答が訴訟提起取り下げの条件を満たしていないことは明白です。

まさかこのままうやむやにして訴訟せずに終わるなどということは無いと考えますので、訴状の提出状況についてお知らせ下さい。

もしくは、私が回答中で求めた、エビデンスたり得る資料を新たに送る予定があればその旨お知らせ下さい。

なお、エビデンスと呼べるものは、たとえば、消費者庁の「不当景品類及び不当表示防止法第7条2項の運用指針」に準ずるものを意味します。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/representation_regulation/misleading_representation/not_demonstrated_ad/のリンクからpdfで読めますので、新たな資料を送る際には基準に沿っているかどうかを確認の上お送り下さい。